

平成31年2月

定例教育委員会会議

会議録

平成31年2月7日開催

会 議 録

開催日時	平成31年2月7日(木)	午後2時	開会
		午後4時13分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	教育長及び委員	教育長 赤岡 昌弘, <small>教育長職務代理者</small> 杉山 信治, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣	
	事務局 説明員	学校教育部長 野崎 幸宏 社会教育部長 大鷹 明 学校教育部次長 山川 俊巳 社会教育部次長 酒井 睦元 学校教育部次長 林上 敦裕 社会教育課長 樽井 里美 学校教育部次長 岩崎 昌美 公民館事業課長 片山 勝敏 学校施設課長 三浦 雅仁 文化ホール担当課長 八木 治樹 教育指導課長 佐藤 潤一 社会教育課主査 奥山 祐美子 教職員担当課長 佐々木 康成 教育政策課主幹 水野 泰子	
	事務局 事務職員	教育政策課主査 中村 星子 教育政策課 星 由里夏 同 高野 由布紀	
傍聴者	0人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 平成31年度教育行政方針について ・議案第2号 旭川市いじめ防止基本方針の策定について ・報告第1号 平成30年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 (1) 市議会経済文教常任委員会の報告について (2) 第2期旭川市学校教育基本計画の策定について (3) 旭川市立学校職員の懲戒処分について (4) 平成30年度全国体力・運動能力, 運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について (5) 旭川市立中学校部活動ガイドラインの策定について (6) 社会教育・文化芸術事業補助金について (7) 第3回井上靖記念文化賞の推薦受付状況について (8) 地域集会施設の活用に関する検討について (9) 文化芸術団体の活動等に関するアンケート調査の実施について		

- 6 その他
- 7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成31年2月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、本田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>平成30年11月定例教育委員会会議（平成30年11月19日開催）、平成30年11月第1回臨時教育委員会会議（平成30年11月27日開催）、平成30年12月定例教育委員会会議（平成30年12月21日開催）、平成31年1月第1回臨時教育委員会会議（平成31年1月14日開催）及び平成31年1月定例教育委員会会議（平成31年1月22日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成30年11月定例教育委員会会議、平成30年11月第1回臨時教育委員会会議、平成30年12月定例教育委員会会議、平成31年1月第1回臨時教育委員会会議及び平成31年1月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「平成31年度教育行政方針について」、報告第1号「平成30年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」、報告事項（6）「社会教育・文化芸術事業補助金について」及び報告事項（8）「地域集会施設の活用に関する検討について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「平成31年度教育行政方針について」、報告第1号「平成30年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」、報告事項（6）「社会教育・文化芸術事業補助金について」及び報告事項（8）</p>

教育指導課長

「地域集会施設の活用に関する検討について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

議案第2号「旭川市いじめ防止基本方針の策定について」、説明願います。

本基本方針については、平成30年11月第1回臨時教育委員会会議で提出した素案について、平成30年12月5日から平成31年1月15日までの間、意見提出手続を実施しました。

また、本年1月28日に開催した第3回の懇話会においては、保護者の役割を示したことや児童生徒の考えを反映していることなど、内容や構成について、肯定的な御意見をいただきました。その中で、2点について文言の修正を検討するよう御意見がありましたので、御意見を踏まえて修正しています。

議案第2号別冊の2ページを御覧ください。一番上の○印では、いじめに当たるか否かの判断について示し、文末に「法の下に判断し、対応する。」と記載していましたが、懇話会での御意見を踏まえ、より具体的に表現するため、「法の定義に基づき判断し、対応する。」と修正しました。

6ページを御覧ください。「(3) いじめの防止等の対策のための組織の設置」で示した三つの組織のうち、アとイについては、平成31年1月定例教育委員会会議において、設置するための条例の制定について御審議いただきました。ウの組織の設置についても、子育て支援部から発議があったため、担当部局である総務課行政係において、一つの条例にまとめて、平成31年第1回定例市議会に発議されることとなりました。

また、名称を「旭川市いじめ防止等推進協議会」としていたアの組織について、法に示された名称に準じて「連絡協議会」と改めました。

11ページを御覧ください。表現が混在していた「資質の向上」と「資質能力の向上」について、懇話会での御指摘を受け、国や道の基本方針の表現に準じ「資質能力の向上」に統一しました。

修正点については、以上です。

次に、議案第2号資料を御覧ください。意見提出手続で寄せられた御意見とそれに対する考え方を整理したものです。意見は、全部で12件あり、基本方針を策定することや内容については肯定的な意見が大部分であり、策定自体に反対する意見や記載内容の変更を求める意見はありませんでした。

学校が実施する取組を示している部分について、「詳しく書いてあって良い」という御意見がある一方で、「学校や教職員の負担の増加が危惧されるため、少人数学級の実施、スクールカウンセラーの派遣の強化などにより、負担軽減を図る体制を充実してほしい」とする意見が複数ありました。

これらの御意見については、本年1月に策定された「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づき、教職員の負担軽減の取組を進めるとともに、少人数学級の編制やスクールカウンセラーの派遣体制の強化について、担当課を中心に継続して進めていくなど、運用面で配慮することを教育委員会の考え方として記載し、回答したいと考えています。

今後のスケジュールですが、本日、本基本方針を決定いただいた後、2月18日に開催される経済文教常任委員会で報告します。その後、学校への通知や関係機関への配付を行うとともに、本市のホームページに掲載し、公表します。併せて、寄せられた御意見と旭川市教育委員会の考え方についても、意見提出手続の事務取扱基準第11条の規定に基づき、意見提出者に回答し、本市のホームページへの掲載により公表します。

教 育 長

議案第2号「旭川市いじめ防止基本方針の策定について」、御意見、御質問等がありますか。

本 田 委 員

この基本方針ができたことで、教職員の負担が増えると気を遣っていたと思いますが、基本方針に沿って取り組むことが適切だと思いますので、忙しくなるからという理由で教員を増やすことにはならないと思います。

この基本方針が各学校に周知されて、全ての教職員が一丸となっていじ

め防止に努め、未然防止あるいは予知・予測、そういったものも含めて取り組みますので、この内容で良いと思います。いじめに苦しむ子どもと教職員の働き方改革は関係のない部分です。先ほど言われたように運用面で工夫をするということで、御理解をいただいたら良いのではないかと思います。

もう一つの話題として、最近、教職員によるいじめに類する行為が認定された自治体があると聞いています。しかし、旭川市の基本方針は、法の定義に基づき、子どもが子どもに対するというのが趣旨だと思います。ただ、教職員による体罰や不適切な指導との関係が出てきますので、この基本方針に載せる載せないは別にして、防止に努めなくてはならない内容だと思います。教職員の資質能力にも関わってきますので、是非、継続的に検討いただけたら有り難いです。

教 育 長
教育指導課長

事務局から何かありますか。

教職員の指導の在り方については、17ページのウに「教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う」と記載しており、この部分についても十分徹底したいと思います。

本 田 委 員

行動目標としてそういう項目があるという認識でよいと思うので、「教職員によるいじめ」と項立てをすると馴染まないと思います。研究は進めないとならないと思います。

教 育 長

貴重な御意見をありがとうございます。

他に御意見、御質問等がありますか。

各 委 員

ありません。

教 育 長

それでは、議案第2号「旭川市いじめ防止基本方針の策定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員

異議ありません。

教 育 長

「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市いじめ防止基本方針の策定について」は、原案どおり決定します。

《 報 告 事 項 》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)「市議会経済文教常任委員会の報告について」、報告願います。

学校教育部長

本年1月23日の経済文教常任委員会で先日御審議いただきました給食用食器の切替えについてを報告をした際に、公明党の中野委員から質疑がありました。

内容は、3か月ほど使用したPEN食器を検査したがどうなのか、安全性について間違いないのかという旨の確認をされました。検査結果は、定量検出限界値又は定量下限以下で安全が確認できるが、3か月ほどの使用なので、検査については、これからも一定程度継続していきたい旨を答弁しています。

また、同日に請願・陳情議案として、慢性疲労症候群の啓発及び医療・教育機会の実態把握とその改善について請願があり、民生常任委員会と経済文教常任委員会に分割して付託されていたものについて、これを採択すべきものという決定がされました。趣旨は、学校関係者、養護教諭、保護者に対し慢性疲労症候群を知る機会の提供を行うこと、学習継続が可能となるような手段、選択肢などの情報提供を行うこと、発症した児童生徒の教育環境の整備を図るとともに、その後の人生の選択としてどのようなものがあるかイメージができるよう保護者を含めて面談を行い、将来の可能性について考えるように関わることでした。

この疾患は、原因がなかなか分からないということで、治療法も未確立

教 育 長
各 委 員
教 育 長

です。子どもが発症した場合は、学習機会が失われる可能性もありますので、私どもとしては、慢性疲労症候群というのは一つの症例としてあるということについて、養護教諭などに周知すること、学習継続が可能となるような情報提供、また、将来のイメージができるということについては、これまでもいろいろな特性や、ハンディを持った方にそれぞれに応じた相談対応をしてきているので、これからもその子の状況に合わせた支援などを積極的に進めていき、今までの対応から変わるところはなく、学習環境をできるだけ保持し、対応していきたいと考えています。

報告事項（１）「市議会経済文教常任委員会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項（１）「市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項（２）「第２期旭川市学校教育基本計画の策定について」、報告願います。

水野教育政策課主幹

本件については、１月２２日の教育委員会会議での御意見を踏まえるとともに、指標と事務事業編を整理した素案を作成しましたので、御報告するものです。

資料１は、市民の皆様への文書、資料２は、素案の概要版、資料３が本計画の素案です。前回から整理したところを中心に御説明します。

資料３の４ページから９ページまでに第１期計画の取組の状況について、ポイントを絞って記述してはとの御意見をいただきましたので整理しました。

１１ページ後段から１３ページまでは、目標と基本施策及び指標を整理しました。指標については、計画期間内における各基本施策の成果を分かりやすく示すため、一つは基本施策を実施した成果等を客観的数値として把握できる指標、二つは基本施策の中で重要かつ象徴的な事業の実績を表す指標、三つは基本施策を実施した成果について、子どもの実感を問う指標を設定し、七つの基本施策に２６の指標を設定しました。

資料編の１ページから３ページまでに指標一覧を掲載しています。基本施策を実施した成果等を客観的数値として把握できる指標という形では、いわゆる下位層に関わる指標として、指標①「全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学において正答数が少ない層の児童生徒の割合」としました。平成３０年度の小学校の国語では、全国が２２％に対して、本市は２０．８％と全国と比べて下位層が少ないこととなります。

基本施策を実施した成果について、子どもの実感を問う指標としては、指標②「課題の解決に自ら考え取り組んでいる児童生徒の割合」としています。

そのほか、指標③「就学援助制度についての周知」ですが、本市の就学援助制度は、制度自体は国の基準に沿って実施しており、その部分については指標にはならないことから、現在、子どもの貧困対策や必要な人に必要な支援をするという視点で、制度の周知が取り上げられていることも多くあるため、この指標を設定しました。

指標の数値を上げるために事業を実施したり、数値が一人歩きするような状況を避けたいことから、当初値、目標値という文言は使わず、平成３０年度の状況と計画終了の平成３９年度の目指す状況という形で記載しています。また、同様の観点から、平成３９年度の目指す状況には、１００％を除いて、何割以上、特に児童生徒の実感を示す指標については、「何割以上を目指す」と記載しました。

次に、資料４の事務事業編（素案）を御覧ください。左側に事務事業編の見方を説明をしていますが、工程表の中で達成状況を図ることができるように方向性や展望が分かるような記述や、実施状況については、今後、整理していくことを記載しています。平成３１年度については、合わせて

	<p>90の事務事業を整理しています。</p> <p>この素案については、2月1日から、市政情報コーナー、支所や公民館など、市内24か所に資料を設置し、意見提出手続を実施しています。今後は、素案の修正等を行い、3月の教育委員会会議で御審議いただく予定です。</p>
教 育 長	報告事項(2)「第2期旭川市学校教育基本計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。
滝 山 委 員 長	意見が出た場合は素案の内容を修正することはできますか。
滝 山 委 員 長	はい。そのための意見提出手続なので、御意見があった場合は、その内容を踏まえて修正することは可能です。
滝 山 委 員 長	%で表記してあるものと、何割と表記してあるものが混在しているのは、なぜですか。
水野教育政策課主幹	%で表記すると、より細かな数値になり、どうしても数値ばかりに視点がいってしまうので、このような整理をしていますが、この部分も含めて考えます。
近 藤 委 員 長	おそらく、すっきり感で何割という表記をしたのだと思いますが。平成30年度と平成39年度の単位は、%なら両方%に合わせるのが正しい表記なのではないかということですよ。90%などと統一した方が良いと思います。
教 育 長	意見提出手続の中でこういった表記にするのか検討したいと思います。指標②では、4媒体と表記していますが、メディアの種別を言っていたのか。
岩崎学校教育部次長	はい。
教 育 長	平成30年度現在の4媒体は何ですか。
岩崎学校教育部次長	広報、学校から保護者への通知、子育てガイドブックへの掲載、本市のホームページです。
杉 山 委 員 長	子どもたちが教育を受ける機会をサポートする内容がこの基本計画に記載され、基本施策や取組の中で事業の内容などの具体的なことが書かれていると思います。それなのに、そういったものが出る前に指標が出て、その指標の内容が「就学援助制度についての周知」となっています。もちろん周知も大事ですが、基本計画はそれ以上に、就学援助制度を拡充してこうという考え方が背景にあり、みんなが期待しているものなのに、その説明の前に、そのような指標が記載されていたら、受け取る側はがっかりします。
	このほかにも全部で26の指標が記載されていますが、その適切さについて、もう一度検討をした方が良いと思います。目標、基本施策、取組、主な事業がありますということを書き、一番最後にPDCAサイクルで検証していきますと記載しているので、順番を変えずに、指標の位置をこのままにすると、ずいぶん大したことのない計画だと思われる可能性があります。
教 育 長	12ページなどの指標のところですね。
杉 山 委 員 長	指標を27ページのPDCAサイクルの前に移動すれば良いと思います。基本施策1から7までを解説し、最後にどのようにチェックするのかというところで、指標はこれですというふうにした方が基本計画としての体系が分かりやすいと思います。
	基本的な考えは変わらないと思いますし、意見提出手続で意見が出てきても見直しができる部分だと思いますので、是非、そういう方向で考えた方が良いと思います。
教 育 長	事務局から何かありますか。
水野教育政策課主幹	いただいた御意見を含めて検討し、整理をしていきたいと思っています。
教 育 長	今御意見があったことは受け止めさせていただき、手法等も含めて検討したいと思います。

杉山委員	内容は変わらず、入れ替えるだけであれば、大きな影響はないと思います。
本田委員	要するに体裁上の問題を指摘しているだけなので、内容をどうにかしてくださいという話ではないと思います。指標の位置については、事務局で入れ替えることが可能だと思いますので、検討していただき、見やすく、理解の得やすい形になれば、それが一番良いと思います。私は、杉山委員が言われることは一理あると思います。結果ありきの話ではないので、基本施策と取組が先に記載されているのは良いけれども、最初から指標が出てくるのは不自然ではないかという指摘だと捉えていただければ、順序を入れ替えるだけで良いのではないかと思います。
教育長	分かりました。
本田委員	成果指標の指標として捉えることはなかなか難しいです。この取組を実施すれば、本当に実施したことになるのかという話になります。
教育長	指標の文末が、割合となっていますので、ものさしですぐらいの押さえだと思えます。材料であるものさしが最初から出てくるのではなくて、まず、基本施策、取組、主な事務事業があってからの指標で良いのではないかという指摘だと思いますので、市民からの意見が出てからどうするとか、骨組みとしては変えることができないという話ではないと思いますので、検討してください。結果的に、この並びが良いということになれば、それを教えていただきたいと思えます。
滝山委員	分かりました。
教育長	この指標は、どのようにしてできたかを見るので、一番良いのは、基本施策、取組、取組の方向性、主な事務事業の最後にこの指標はこれですと記載するのが一番分かりやすいと思います。
学校教育部長	例えば12ページの「基本施策1 確かな学力を育成する教育の推進」について文章で表現し、指標を後ろに持っていけば良いのでしょうか。
教育長	基本施策や目標の設定を記載しているページなので、指標についても記載しました。取組ではなく、基本施策に指標がぶら下がっているのもう一度後ろに指標を記載し、再度目標と基本施策を示すと、重複してしまうので、最初にまとめて設定してしまうというのが私どもの考え方でした。ただ、読み進めていく中で順番がおかしいというお話をいただきましたので、そこを踏まえて組み方などを考えたいと思えます。
本田委員	皆さんの御意見を踏まえて、どのようなことができるのか検討したいと思えます。
教育長	随分見やすくなったと思えます。前に進んでいることは間違いないので、あとは理解しやすい骨組みになれば良いと思えます。体裁の問題ですから、内容が駄目だとか、この部分を変えてほしいという話ではありません。表の下段に付けるというのも一つの方法だと思いますし、何か工夫があると見やすくなり、順序立つと思えますので、検討をお願いします。
水野教育政策課主幹	各委員からの御意見については、先ほど部長からも説明がありましたように、再度検討させていただき、その結果を次の会議で報告したいと思います。
教育長	市民からの意見は寄せられてきていますか。
各委員	1件ありました。
教育長	最終的には、意見を踏まえて全体を見直さなければならないこともありますので、どこまで修正等を行うことができるのか検討したいと思えます。
各委員	他に御意見、御質問等がありますか。
教育長	ありません。
教育長	それでは、報告事項(2)「第2期旭川市学校教育基本計画の策定について」は、報告を受けたこととします。
教育長	次に、報告事項(4)「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について」、報告願います。

教育指導課長

本件については、北海道教育委員会が作成する「北海道版結果報告書」に本市の児童生徒の結果を掲載すること及び道教委が作成した本市の結果の掲載内容について、教育長の決裁を受け道教委に回答しましたことを御報告するものです。

報告事項（４）資料を御覧ください。本市の結果について概略を説明いたしますと、実技の各項目、項目とは種目を指しますが、その結果を全国平均を50とした偏差値をレーダーチャートグラフに表しています。全国平均を超えた項目は、小・中学校男女共に握力のみでしたが、昨年度の結果と比較すると、小学校は男女共にそれぞれ4項目、中学校は男子が2項目、女子は6項目で記録が向上しています。また、体力合計点については、小・中学校で男女共に全道平均、全国平均を下回りましたが、小学校男子、中学校女子は、昨年度調査より体力合計点の上昇が見られました。

児童生徒質問紙及び学校質問紙の結果は、小学校では、「運動やスポーツは大切」と回答した児童が男女共に全国平均より高い割合を示すとともに、中学校では、「保健体育の授業で助け合ったり、役割を果たしたりする活動を行っている」や「運動やスポーツをすることが好き」と回答した生徒の割合が全国平均より高くなっています。

また、学校ごとに回答する学校質問紙調査では、小・中学校共に「学校全体の体力・運動能力向上の目標設定」が全国より高い割合を示すとともに、小学校では、体育の授業で目標を示したり、学習したことを振り返る活動が、中学校では、運動・スポーツが苦手な生徒向け・性別に応じた取組や調査結果を踏まえた年間指導計画の改善が、全国平均より高い割合を示しています。

これら児童生徒質問紙及び学校質問紙の結果から、各学校において、体育・保健体育の授業改善等により、児童生徒が運動やスポーツの持つ楽しさなどを味わったり運動の技能を高めたりする取組が進められていると考えられますが、実技調査の各項目の記録については、依然、全国平均や全道平均を下回っている状況が続いており、さらに詳細な分析を行い、効果的な取組を進めていく必要があると考えています。

スポーツ庁の資料によると、体力・運動能力の目標を設定した児童生徒の方が、そうでない児童生徒より体力合計点が良い状況が見られることから、児童生徒が自分の体力の状況を知り、目標を持って積極的に運動やスポーツに取り組むことができるよう体力手帳を新たに作成・配付するなど、各学校における体力向上の取組を支援したいと考えています。

なお、これまでどおり、道教委の「北海道版結果報告書」への掲載をもって、本市の調査結果の公表とします。

教 育 長

報告事項（４）「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について」、御意見、御質問等はありませんか。

杉 山 委 員

児童生徒質問紙の回答は、優等生的な回答ですが、実態はどうかという点、全国や全道平均と比べるとまだまだ劣っています。目標設定などを行うことで、人間誰しも目標があればそれに向かって努力しますから、記録も伸び、体力の向上にもつながると思います。それが体力手帳の中で更に明確化するということは、一つの良い取組だとは思いますが、児童生徒の意識が高いのに数値が伸びない原因は何だろう、なぜ握力だけが高いのかなど、その原因分析はどのようにできるのでしょうか。

教 育 長

試験を行う季節などが要因としてあると言われていています。

教育指導課長

試験は、5月から7月までに実施することになっていまして、対象となる小学5年生と中学2年生については、7月までに検査をしたものを国に報告することになっています。

本 田 委 員

試験日については、学校の状況に応じて各学校が定めていると思うので、ばらつきがあります。春の早い時期に実施している学校もあれば、1学期

の終わり頃実施するところもあるので、試験日についての統一はないと思います。雪が溶けてしばらく経ったときに試験を実施した方が良い結果になるのですが、各学校の事情によって、早い時期に実施せざるを得ないところもあると思います。

ただ、杉山委員の御指摘のとおり、心情的な部分では、旭川市の子どもたちや学校は前向きに取り組んでいるのだけれども、なぜ結果が出ないのかを子どもたちを見ながら各学校が分析してほしいと思います。全体の総枠としての平均値で優劣を比較しても、大して価値はなく、学校や児童生徒の環境によってこれだけの差が出ているということの分析の方が良いと思います。各学校が我がこととして結果を見て、うちの学校は、旭川市の平均と比べて、上体起こしを苦手としているなど、そういう印象を持ってもらうことで、これが活用できると思います。

北海道の結果報告書のみをもって、旭川市はこうなんだと終わりにすると、次に進まないの、自校のプロフィールと比較するだけでも随分違うのではないかと思います。そういった研究してもらえると、1校1実践は、この種目を実施したらという具体策が出てくるのではないかと思います。状況に応じて小学校と中学校でもやりやすさ、やりにくさがあると思うので、学力だけではなく、体力も前向きに取り組もうと思っていただくことが、子ども達の幸せにつながったり、保護者の理解を得ることができるのではないのでしょうか。

単発の取組では体力は向上しないと思います。もしかしたら、学校によっては、握力以外の種目で良い結果が出たところもあるかもしれません。

教 育 長
山川学校教育部次長

学校間格差が結構あります。

何が要因かという分析はなかなかできないのですが、旭川の子どもたちは、文化的な活動をする子の割合が他の自治体に比べ多いです。例えば、スクールバンドや合唱団などは小学校からあり、中学校では、文化系の部活動に入っている子の割合が他市よりも多い状況があります。今回、第2期旭川市学校教育基本計画の指標に「1週間当たりの総運動時間（体育・保健体育の授業を除く）が7時間以上の児童生徒の割合」を設定しています。学校ではそれぞれ工夫していますが、特に運動能力に関わって言いますと、なかなか学校体育だけでは、難しい状況があります。結果の良い地域を見ると、土日も含めて、スポーツイベントやスポーツをする機会が提供されているので、そういったものを総合した施策を関係部局等に教育委員会から持ち掛けていくことも必要だと思っています。

教 育 長
山川学校教育部次長
本 田 委 員

握力の結果だけ高い原因は何でしょうか。

旭川市だけではなく、北海道は高い傾向があります。

力の使い方を教えていくことが大事だと思います。学校によっては飛び抜けて結果が良いところもあると思うので、事例などを載せていただければ良いのではないのでしょうか。これは北海道の結果報告書なので、この記載内容だけになります。旭川市としての分析などを各学校に提供していただくことが良いのではないかと思います。

教 育 長
滝 山 委 員

医療の立場から何か御意見はありますか。

今日テレビを見ていたら、旭川の冬まつりでラジオ体操をしているお年寄りや子どもたちが放送されていました。子どもたちはとても上手で、学校できちんとラジオ体操の練習をしているんだなと思いました。

山川学校教育部次長

小学校の先生方を対象にラジオ体操の講習を3年間位置付けました。ラジオ体操を専門でやっている方に来てもらい、講習をしてもらったので、そういった効果が出ていると考えております。

滝 山 委 員

子どもが3、4人並んでいましたが、全員ぴしっと合っていて、上手でした。

本 田 委 員

しっかりとラジオ体操をしたら、相当な運動量のはずです。きちんとラジオ体操をするなどの取組を考慮した授業を繰り返していけば、体力が向

教 育 長	上していくと思います。
本 田 委 員	自らの目標を設定し、記録することができる体力手帳について、今回の教育行政方針に載せる予定です。
教 育 長	良い取組だと思います。自分のこととして体力を見て、それを可視化できる手帳があれば、より良くなるのではないかと思います。結果を待ちたいと思います。
教 育 委 員	期待したいと思います。
各 教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
教 育 長	ありません。
教育指導課長	それでは、報告事項（４）「平成３０年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について」は、報告を受けたこととします。
教育指導課長	次に、報告事項（５）「旭川市立中学校部活動ガイドラインの策定について」、報告願います。
教育指導課長	策定の経緯ですが、国においては、平成２９年１２月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」が取りまとめられ、それを受けて、昨年、スポーツ庁及び文化庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。これに基づき、北海道及び北海道教育委員会は、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を策定し、本年１月３０日に公表しました。
教育指導課長	これら国のガイドラインや道の方針において、学校の設置者は、設置する学校に係る部活動の方針を策定することが示されており、本市においても、「働き方改革推進プラン」の戦略２に「部活動指導の負担軽減」を位置付け、これまで、旭川市中学校長会及び旭川市中学校連盟との意見交換を３回行うなどの策定作業を進め、適切な休養日や活動時間の設定等を盛り込んだ「旭川市立中学校部活動ガイドライン」を策定しました。
教育指導課長	本ガイドラインの内容について概略を御説明いたします。
教育指導課長	はじめに、目次を御覧ください。アウトラインは、北海道及び北海道教育委員会が策定しました「北海道の部活動の在り方に関する方針」を踏まえており、運動部活動、文化部活動の両方を網羅したものとなっております。
教育指導課長	続いて１ページを御覧ください。ここには、本ガイドライン策定の趣旨等を記載しております。また、本市の中学校の部活動の状況として、「部活動の加入率」や「中学校連盟体育部及び文化部との連携」についても記載しております。
教育指導課長	次に２ページを御覧ください。「１ 適切な運営のための体制整備」として、市教委は「旭川市立中学校部活動ガイドライン」を、校長は「学校の部活動に係る方針」、いわゆる学校方針を策定することや、学校の方針や活動計画等の公表などについて記載しております。
教育指導課長	また、２ページのイでは、部活動指導員の任用や配置、外部指導者の活用、働き方改革に関する内容について記載しております。なお、実技指導に加え、教員と同様に大会等の引率を行うことができる部活動指導員については、現在、６校に１名ずつ、計６名の配置が予算に計上されています。
教育指導課長	続いて４ページを御覧ください。「２ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」ですが、こちらについては、運動部活動、文化部活動それぞれについて記載しております。
教育指導課長	続いて５ページを御覧ください。「３ 適切な休養日の設定」について記載しています。休養日については、国のガイドライン、道の方針に則り、原則、週当たり２日以上、これは、平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日は少なくとも１日以上、これに加え、学校閉庁日を休養日とすることとしております。ただし、中体連等の大きな大会の１か月前に、やむを得

ず活動を行う場合は、代替の休養日を実施することとしております。

また、活動時間についても、国のガイドライン、道の方針に則り、平日が2時間程度、学校の休業日は3時間程度としています。休業日については、道の方針と同様、大会への出場、練習試合、合宿、中体連等の大きな大会の1か月前については、1日4時間程度、1週間の活動時間の上限を16時間程度としています。

なお、道の方針では、屋外で実施する部活動について配慮し、オフシーズンを設けることを前提に特例的な取扱いをしており、少なくとも週1日以上休養日を設定した上で、年間104日以上休養日を確保するとともに、活動時間については、平日3時間程度、休業日は4時間程度とし、年間平均で平日が2時間程度、休業日が3時間程度となるよう、国のガイドラインより踏み込んだ内容が示されており、本市のガイドラインも道の方針と同様の内容としております。

続いて7ページを御覧ください。「4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備」では、「部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編制」や、「地域との連携等」として、関係団体との協力、開放事業の実施、保護者への理解と協力について記載しています。

続いて8、9ページになりますが、「6 部活動の指導の充実に向けて」の(1)から(6)については、国のガイドラインには掲載されていない内容で、道の方針に独自に盛り込まれた内容であり、本市においても道の方針を踏まえ、記載しております。

続いて9ページを御覧ください。「7 その他の事項」については、市教委が国や道の動向を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインを見直すこと、また、それに伴い校長が自校の方針を見直すことについて記載しております。

今後は、各中学校において「学校の部活動に係る方針」を策定し、部活動を運営していくこととなりますが、本ガイドラインが教員の働き方改革の推進や生徒の健全な成長に資するものとなるよう、各中学校への助言に努めてまいります。なお、本ガイドラインについては、本会議後に中学校に通知するとともに、2月18日(月)に開催される経済文教常任委員会に報告し、本市のホームページに掲載して公開する予定です。

教 育 長 報告事項(5)「旭川市立中学校部活動ガイドラインの策定について」、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員 最終的にこのガイドラインは、校長先生宛てのガイドラインということになるのでしょうか。

教 育 長 校長であり、学校全体です。

滝 山 委 員 校長という言葉がたくさん出てきますが、保護者の方に読んでもらい、知ってもらいと良い内容がたくさんあったので、もし、ホームページ等に掲載するのであれば、もう少し分かりやすくなるように記載すると理解が得やすいのではないかと思います。

教育指導課長 これは市としての基本姿勢になりますので、市民の方々にも御理解いただけるように公表します。

杉 山 委 員 国も部活動に関して初めてこのような形で作成したので、旭川市として初めて一つのアウトラインというかフレームを作ったという意義は大きいと思います。

最初の方に、各学校は学校方針を作ると書いてありますが、バラバラの方針を作られても困るので、ある程度内容を統一するため、付録やひな形を記載しないとだめだと思います。

5ページの(3)に関係団体等が作成した指導手引とありますが、例えば卓球なら卓球連盟、サッカーならサッカー連盟、そういった各スポーツ団体、もしくは文化系だったら、文化系のそういう団体のことを言っているのですか。

教育指導課長	部活動用指導手引については、国のガイドライン作成に伴い、国が各団体に作成するよう促しているものです。現在、サッカー、柔道、バスケット連盟については、それぞれの団体で作ったものが通知されていますので、各学校に周知しています。今後も他の団体からもこういった指導の手引ができるのではないかと予想しています。
本田委員	各項目とも適切なことが書いてあり、さすがだなと思うのですが、「部活動顧問と生徒の信頼関係づくり」のところには○が二つあります。このとおりなのですが、体罰や不適切な指導を受けた場合に子どもがどこでどのように相談していくのかということが書かれていません。それを汲み取るための体制作りにも努めるなどの目標を各学校においては掲げていただくと有り難いです。体制はあると思いますが、それを明記しないとダメだと思います。指導する側には、これをしてはだめだということを書いているので分かりますが、それを受けた側が発露する場面はあるのかなと思いました。関係が壊れている場合は、先生に言わないと思います。その受け皿というか引き受け手となる体制を校長は全体像を作るときに、設置する、設置に努める、子どもの声を汲み取る仕組みをつくるなどという言葉を入れると良いと思います。
	こういう課題は、大きくなってから表面化する傾向にあるので、日頃からそういう体制があると、情報が貫通するのではないかと思います。子どもの声は案外、親などから伝わってくる人が多いので、直接子どもの声が聞けるような関係づくりに努めることなどの文言があると更に良いと思います。
	いじめの方針との関連もあると思いますが、市としてはそこも看取っていますぐらいのことは言えるような仕組みにしておくというか、各学校にお願いしたら良いのではないかと思います。生徒が安心して相談できる体制づくりについて、留意すべき事項として入れていただき、市はそこも未然防止のためにこういう施策を組んでいますと言えるものがあると良いと思います。
教育指導課長	2ページの「(1)部活動ガイドラインの策定等」のイに「校長は、学校教育目標等を踏まえ、本ガイドラインにのっとり、毎年度、「学校の部活動に係る方針」を策定するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置する。」と記載していますので、この部分と関連させながら、学校に指示をしたいと思います。
本田委員	先生方は実践者で、実践するときどんなことがイメージできるのかを考えてくださいと校長に言ってほしいと思います。せっかくガイドラインを作ったので、それに沿って実施したら防げたねと言えるようなものになると良いと思いました。
教育長	校長には何らかの方法で伝えたいと思います。
各委員	他に御意見、御質問等がありますか。
各教育長	ありません。
	それでは、報告事項(5)「旭川市立中学校部活動ガイドラインの策定について」は、報告を受けたこととします。
	次に、報告事項(7)「第3回井上靖記念文化賞の推薦受付状況について」、報告願います。
社会教育部次長	第3回井上靖記念文化賞については、昨年10月24日から各地方新聞社及び全国文学館協議会に加盟する文学館などを通じて、推薦の受付を行いましたところ、23件の推薦書が提出されました。
	今後のスケジュールとしましては、2月16日に東京において選考委員会を開催し、この23件の中から受賞者を決定いたしまして、今月下旬頃に、発表させていただく予定です。
	また、贈呈式については、井上靖氏の生誕月であります5月中旬に、市内において行う予定で調整しています。なお、贈呈式については、教育委

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>員の皆様にも御案内をさせていただきますので、その際にはよろしくお願 いいたします。</p>
<p>社会教育部次長</p>	<p>報告事項（７）「第３回井上靖記念文化賞の推薦受付状況について」、御 意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（７）「第３回井上靖記念文化賞の推薦受付状況に ついて」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（９）「文化芸術団体の活動等に関するアンケート調査 の実施について」、報告願います。 資料１「文化芸術団体の活動等に関するアンケート調査の実施について」 を御覧ください。 「１ 概要」についてです。このアンケート調査は、文化芸術団体の活 動状況・現在の課題や、旭川市民文化会館に対する満足度・課題や今後の 整備の方向性についての調査を行うことで、「旭川市文化芸術振興基本計 画」の各施策を効果的に推進していくための検討を進めるとともに、文化 会館の利用率の向上及び整備の方向性について検討を進めていくために実 施するものです。 次に「２ 調査の位置付け」についてです。本調査は「旭川市文化芸術 振興基本計画」において「文化芸術団体の活動実態調査の実施」が示され ていること、また、「旭川市文化芸術振興基本計画」及び「旭川市新庁舎 建設基本計画」において「市民文化会館の整備については、今後市民や利 用団体等の意見を聞きながら別途検討を進めます」と示されていることか ら、これらに位置付け実施するものです。 次に「３ 調査期間」についてです。平成３１年２月１４日（木）から 同年３月８日（金）までを調査期間としております。 次に「４ 調査対象団体数」についてです。文化芸術団体を対象とする アンケート調査と文化芸術団体を除いた文化会館利用団体を対象とするア ンケート調査がございまして、合わせて４７７団体を調査対象としており ます。文化芸術団体については、文化会館、クリスタルホール、公民館、 補助金制度、後援名義等の使用団体から抽出した３４９団体、文化芸術団 体を除いた文化会館利用団体については、昨年度の文化会館大ホール・小 ホール・展示室・公会堂の使用団体から抽出した１２８団体に送付します。 次に「５ 質問項目」についてです。文化芸術団体宛てに送付するア ンケート調査では、質問Ⅰで団体の概要について、質問Ⅱで団体活動にお ける課題等について、質問Ⅲで文化会館の利用について、質問Ⅳで文化会館 の整備の方向性について、それぞれ質問を設定しています。個々の質問に ついては、資料２「文化芸術団体の活動等に関するアンケート調査」の調 査票を御覧ください。 また、文化芸術団体を除く文化会館利用団体に送付するアンケート調査 では、質問Ⅰで団体について、質問Ⅱで文化会館の利用について、質問Ⅲ で文化会館の整備の方向性について、それぞれ質問を設定しております。 個々の質問については、資料３「旭川市民文化会館に関するアンケート調 査」の調査票を御覧ください。 今後については、調査票発送後、３月末までに集計作業を行い、平成３１ 年度中に、旭川市のホームページにて結果を公表する予定です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>報告事項（９）「文化芸術団体の活動等に関するアンケート調査の実施 について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
<p>杉 山 委 員 社会教育部次長</p>	<p>文化会館の整備の方向性に関わるところは、教育委員会として決めてい ないので、それに向けての一つの参考といいますか、市民がどのような意 向を持っているのかということの調査も兼ねたアンケートになっています。 文化芸術団体３４９団体というのは、市が押さえている数字ですか。 市で登録しているのですが、文化サークル、文化芸術協議会や文化団体</p>

	協議会の所属団体，それから後援名義などで申請のあった団体などを押さえていますので，そういったものを合計した数になります。
杉山委員	体育協会などでは，きちんと参加団体がはっきり分かっている，組織的にしっかりしています。文化芸術団体という組織は全然ないですね。
社会教育部次長	もっと細かいことを言えば，公民館で使っているサークル活動がありますが，それもすごい数になっています。
杉山委員	そうですね。
教育長	公民館サークルなども入っていますよね。
社会教育部長	はい，入っています。
杉山委員	スタートとして，市民の声を聞き，文化会館の今後の方向性を考える，そういうきっかけになるようなアンケートになれば良いですね。
教育長	非常に難しい案件です。
	他に御意見，御質問等がありますか。
各委員	ありません。
教育長	それでは，報告事項（９）「文化芸術団体の活動等に関するアンケート調査の実施について」は，報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
教育長	他に，何かありますか。
各委員	ありません。
事務局職員	ありません。
	《 秘 密 会 》
教育長	ここからは，秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。
	報告第２号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」，報告第３号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」，報告第４号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」，報告第５号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（３）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが，旭川市教育委員会会議規則のとおり，会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが，いかがですか。
各委員	異議ありません。
教育長	「異議なし。」と認め，報告第２号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」，報告第３号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」，報告第４号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」，報告第５号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（３）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は，会議録に概要を記載することといたします。
林上学校教育部次長	議案第１号「平成３１年度教育行政方針について」，説明願います。 先月の教育委員会会議での御意見を踏まえまして素案を修正したものです。主なところだけを説明します。まず１ページ目の「はじめに」についてですが，一部修正しております。 ２ページ中程の年度について，和暦から西暦に修正しました。 ３ページ中段の「英語教育の推進」については，英語講座の名称を加えたり，海外の児童との交流内容をより詳しく記述しました。その下の「小学校プログラミング教育」については，「ロボット型のプログラミング教育用教材」として記載し，学校名についても修正しました。 ５ページ中段の「災害時の対応」については，文言を加えたほか，前回，オンラインサービスの部分が分かりにくいという御意見がありましたので，

	<p>「電子メールの一斉配信機能」という文言を使い、修正しました。</p> <p>7ページ中段の「コミュニティ・スクール」については、その上に書いてあります「小中連携・一貫教育の推進」からの流れを受けているため、一部文言を削除したところがあります。また、先月25日付けでモデル実施地域の3中学校区の学校にコミュニティ・スクールを導入いたしましたので、「本年1月に導入し」と修正し、全ての小・中学校への導入の時期を「2020年度末までに」と記載しております。</p> <p>8ページ上段の「働き方改革」については、上から4行目の「本来担うべき業務」の部分が分かりにくいとの御意見があり、推進プランから引用してはどうかとの御意見をいただいたところでもありますので、「子どもたちの豊かな学びや成長に向け」から始まるスローガンを引用して記述し、修正しました。</p> <p>次に、社会教育についてです。</p> <p>9ページ上段の「ジオパーク」については、「美しい地質遺産」の文言をより具体的な表現に文言を修正しました。</p> <p>12ページ上段の「博物館」については、一部文言を削除し、文章の流れを整えました。その下の「日本遺産」については、「PR普及事業や公開活用の整備事業」の部分を具体的な内容の記述にするとともに、「上川アイヌの文化・伝統」の部分で、「活用による」の文言修正しました。</p> <p>これらの修正により、文字数は昨年度と比較しますと482文字程度増えています。1分間で300文字と言われておりますので、1分半少々多くなっています。</p> <p>今後ですが、市長の市政方針との整合等により細かな部分を修正をすることも予想されます。その場合には、修正後の最終のものを改めて配付させていただきます。</p>
教 育 長	<p>議案第1号「平成31年度教育行政方針について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
杉 山 委 員	<p>委員の皆さんの御意見を取り入れて、大分読みやすくなったと思っています。これから、市政方針との整合だとか用事用語の部分で、多少細かな修正がある可能性もあります。</p>
教 育 長	<p>今日の道新に新年度予算の中で子どもたちの支援等、教育に関して手一杯予算が配分されたということが書かれていますし、その分、教育行政方針は重要なので1分半ぐらい伸びても全然問題ないと思います。</p>
社会教育部長	<p>社会教育で、「生涯学習ポータルサイトまなびネットあさひかわの運営を行っていきます」と書いてありますが、これだと少し迫力がないので、拡充していきますなどという文面にならないでしょうか。</p>
杉 山 委 員	<p>ずっと実施している事業ですが、拡充要素はありますか。</p>
社会教育部長	<p>今のところはありません。</p>
杉 山 委 員	<p>メンテナンスも含めて何かありませんか。</p>
社会教育部長	<p>何か考えたいと思います。</p>
杉 山 委 員	<p>拡充と言っても、お金がかかる話ではないと思います。運営を行ってまいりますでは、去年と同じじゃないかという話になるので、少し寂しいなと思いました。</p>
教 育 長	<p>確かに寂しいですね。例えば、登録団体を増やすなどはどうでしょう。</p>
杉 山 委 員	<p>そうですね。</p>
社会教育部長	<p>この文面の中で、市民ギャラリーやクリスタルホール、文化会館などが出てきますが、博物館だけは本文中に出てきませんね。</p>
杉 山 委 員	<p>博物館とは言っていないのですが、実は11ページのアイヌ文化の部分が、博物館の事業になります。</p>
教 育 長	<p>そうですよね。見出しに載っているのでも、博物館だけを本文から抜かすというのは可哀想かなと思いました。</p>
教 育 長	<p>「博物館においては、」などを記載しても良いかもしれません。御配慮</p>

各教	委員	長	<p>いただき、ありがとうございます。</p> <p>他に御意見，御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは，今杉山委員からお話があった件については，なるべくその方向で検討したいと思えます。</p> <p>今後，細かな修正があるかと思えますが，その部分については，事務局に一任いただきたいと思いますか。</p>
各教	委員	長	<p>はい。</p> <p>それでは，議案第1号「平成31年度教育行政方針について」は，原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各教	委員	長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め，議案第1号「平成31年度教育行政方針について」は，原案どおり決定します。</p> <p>なお，修正を加えた確定版については，後日，各委員に事前に配付させていただきたいと考えております。</p> <p>次に，報告第1号「平成30年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」，報告願います。</p>
林上学校教育部長			<p>本件は，平成30年度旭川市一般会計補正予算について，平成31年第1回定例市議会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでありますが，市議会への議案の提出期限の関係上，緊急に処理する必要がありますので，教育長が臨時に代理したものです。</p> <p>今回の補正予算は，大きく二つの内容となります。</p> <p>一つ目は，4ページの上から4段目まで，国の平成30年度一般会計補正予算により新たに国庫補助金の交付決定が見込まれることから，本市で平成31年度に予定している事業の一部を平成30年度予算に計上しようとするものです。</p> <p>二つ目は，4ページの二重線の下から5ページにかけまして，債務負担行為を設定するものです。それでは，各事業の概要について，説明します。</p> <p>一段目の学校施設大規模改修費（小学校），補正額5億1,360万円については，国の補正予算に伴い，平成31年度に予定しておりました永山南小学校及び神居東小学校給水設備改修工事などのほか，緑が丘小学校など，九つの小学校で，計11本のアスベスト含有煙突の改修工事を平成30年度予算に前倒しして計上しようとするものです。なお，今回補正する事業費については，年度内に完了しないことから，繰越明許費としてその全額を平成31年度に繰り越す予定です。</p> <p>次に学校施設大規模改修費（中学校），補正額1億2,340万円についても，国の補正予算に伴い，平成31年度に予定しておりました東明中学校など六つの中学校で計7本のアスベスト含有煙突の改修工事を平成30年度予算に前倒しして計上しようとするものです。この事業費についても，その全額を平成31年度に繰り越す予定です。</p> <p>次に旭川小学校増改築費，補正額2億2,490万円についても，平成31年度に予定しておりました旭川小学校のプール改築及び解体工事を平成30年度予算に前倒しして計上しようとするものです。この事業費についても，その全額を平成31年度に繰り越す予定です。</p> <p>次に，東栄小学校増改築費，補正額4億2,524万6千円についても，国の補正予算に伴い，平成31年度に予定しておりました東栄小学校校舎改築工事，屋体改築工事，プール改築及び解体工事を平成30年度予算に前倒しして計上しようとするものです。この事業費についても，全額を平成31年度に繰り越す予定です。</p> <p>次に，債務負担行為の設定に係る事業の概要ですが，4ページの5段目の情報教育設備整備費（小学校）と，5ページの一段目の同じ事業費（中学校）については，小学校又は中学校の共通教材ソフトウェア，eライブ</p>

社会教育課長	<p>ラリのライセンスについて、4月1日から使用する契約を年度内に行うため、平成31年度を期限として、小学校分で951万7千円、中学校分で475万9千円を限度額とする債務負担行為を設定するものです。</p> <p>以上が学校教育部の補正予算です。</p> <p>続きまして、社会教育部の平成30年度旭川市一般会計補正予算についてですが、こちらも、平成31年第1回定例会市議会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたので、教育長が臨時に代理したものです。</p> <p>議案書の5ページの2段目と3段目になります。今回の補正については、先月の定例教育委員会議で御審議いただきました春光台公民館と井上靖記念館の指定管理に係るものになりますが、その債務負担行為の設定によるものです。</p> <p>具体的な内容についてですが、まず2段目の公民館管理費ですが春光台公民館の指定管理料については、平成31年度から5年間を期間とする契約を年度内に行うために、9,519万2千円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものです。</p> <p>また、その下の三段目にあります井上靖記念館管理費ですが、井上靖記念館指定管理料についても、同じく平成31年度から5年間を期間とする契約を年度内に行うため、1億1,589万9千円を限度額とする債務負担行為の設定を行うものです。</p>
教 育 長	<p>以上2件が社会教育部の補正予算です。</p> <p>報告第1号「平成30年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>例年、結構大きな額の国の補助金が入ってきます。本来は、新年度予算に組むべきものを、前倒しして計上します。eライブラリについては、連絡網や不登校の支援などのいろいろなことに使おうとしていて、例年、債務負担行為の設定をしています。</p>
学校教育部長 杉山委員 教 育 長	<p>アスベスト煙突改修工事を行う煙突は何本ぐらいでしたか。</p> <p>補正分で18本、当初予算分で2本です。</p> <p>しかし、国の助成は、3分の1から4分の1くらいしかないのですよね。</p> <p>そうです。残りのお金は、ほとんどが市の借金になっています。一般財源がとても少ないので、国の補助をもらわないと事業を実施することが難しくなっています。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告第1号「平成30年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「平成30年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
	<p><報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」></p> <p>平成31年1月25日から3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
	<p><報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」></p> <p>平成31年2月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>

<報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

平成31年1月11日付けから24日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

平成31年1月10日付けの北海道教育委員会に対し内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」>

平成30年10月26日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が平成31年1月30日付けで決定した処分内容の報告を受けた。

教 育 長 次 に、報告事項（6）「社会教育・文化芸術事業補助金について」、報告願います。

社会教育課長 議案書の15ページを御覧ください。社会教育活動補助金と文化芸術事業補助金の統合を含めた見直しについては、これまでも方向性やスケジュールについて報告をさせていただいたところですが、平成31年度予算としまして、統合することで予算を認めていただいたところです。

今回の統合による制度の内容については、7月に報告させていただいた方向性と変わっておりませんので、今回の見直しによる大きな改正点のみの説明とさせていただきます。

まず、名称については、分かりやすくということで「社会教育・文化芸術事業補助金」としております。

「1 制度の趣旨」については、社会教育活動の充実と地域の教育力の向上、並びに文化芸術活動の振興と発展を図ることを目的としており、統合することにより、市民の制度に対する認知度を高め、その活用を促し、生涯を通じて、主体的に学ぶ機会をより充実させるとともに、市民にとって使い勝手が良く、効果的かつ公平に交付できるようにするものです。

次に「2 補助対象者」については、これまでの文化芸術事業補助金の要件の一つとしておりました「3年以上又はそれと同等の活動実績」ですが、撤廃しまして、新規に立ち上げた団体も支援の対象とすることで、若者等を含めた文化芸術活動の裾野拡大を図ろうとするものです。

次に「3 対象事業」については、これまでと事業内容は基本的には変わりませんが、大きく「家庭教育支援事業」と「その他の社会教育事業及び文化芸術事業」の2区分に整理をしております。

次に「4 補助金額」については、「家庭教育支援事業（学習活動日が5日以上のもの）を行う団体」については、主に家庭教育学級など小規模で自己資金を持たない団体を支援するためであり、その部分は補助率を10分の10としますが、将来的には、自立的な活動を行うことを促すため、これまでと同様に3年間という交付制限を設けております。

また、「その他の社会教育事業及び文化芸術事業を行う団体」については、今の学習活動日5日以上以外の全ての事業になりますが、補助率を2分の1とするとともに、これまでの文化芸術活動補助金と同様に、構成団体数に応じた補助上限額を設け、さらには交付回数制限を撤廃することとしております。このことにより、補助上限額の引き上げと幅広く継続的な支援が図られると考えております。

また、文化芸術事業補助金では、これまで補助対象外とされていた10万円未満の小規模事業も新たに補助の対象とすることで、若者等が行う小

規模な事業にも積極的な支援が行えると思っております。

次に「5 手続きの流れ」については、2月の下旬頃を目途に市民への周知募集案内等を配付していきたいと考えております。来年4月から6月にかけて交付申請受付を行い、実際には7月に交付申請書の審査、交付の可否を決定して通知することを予定しております。交付の通知等が7月になるため、申請書の受理日以降に開始する事業に要する経費であれば、4月1日以降の支出についてもその交付決定前でも対象経費として認めることとしております。

「6 交付決定方法」についてですが、書類審査、調査等の上、交付年度の前5年間において、当該補助金の交付回数が少ない者から順に決定をしていきます。また、補助金の交付を受けた回数が同一である者の申請総額が予算の範囲を超える場合には、その交付を受けた回数が同一である者で予算残額を按分して交付を決定いたします。

参考に一番下に平成27年度以降の予算額と決算額を記載しています。

教 育 長 報告事項(6)「社会教育・文化芸術事業補助金について」、御意見、御質問等がありますか。

杉 山 委 員 参考として各年度の予算額と決算額が載っていますが、決算額を見ると予算の範囲内に収まっているので、申請すればほぼ補助を受けられるようになっていますが、今までそういう形だったのですか。

社会教育課長 はい。制度の統合により、「3年以上又はそれと同等の活動実績」を要件から除くことによって、新たな団体が応募をしてくる可能性がありますので、もしかすると、予算額を超える申請があるかもしれません。

杉 山 委 員 多い予算額とは思えませんが、平成27、28年度に比べると更に減っていますよね。それなのに、実際の決算額が少なく済んでいるのは、PRに問題があるのではないですか。

社会教育課長 そういう課題があることは、把握しております。

杉 山 委 員 使ったことのある方は、何回も使うのだと思いますが、ほとんどの方が知らないのでは、使っていないのではないのでしょうか。

社会教育課長 補助額について、文化芸術事業補助金は2分の1、社会教育活動補助金は10分の10と2分の1がありました。しかし、文化芸術事業補助金に関しては、周年行事などのときにだけ申し込んでこられる団体もいらっしゃいます。毎年申請をしてくる団体もいらっしゃいますが、やはり多くの方に知られていないという部分については、課題だと思っております。

教 育 長 ちなみに今年度の予算額はどのくらいでしたか。

社会教育課長 190万円ぐらいです。

杉 山 委 員 応募が集まりすぎて抽選を行ったり、もしくは、過去に申請していない人から順番に補助するといったこともあるのかもしれませんが、制度を知らない方がほとんどだと思います。今回、文化会館との絡みで、アンケートも実施するので、こういったこともPRするような方法を考えたら良いと思います。約400団体もあるので、イベントはもっとたくさんあるはずだと思います。

教 育 長 今までに補助金を按分したことはありましたか。

社会教育部長 ないです。

教 育 長 按分することで、今度は補助金が足りなくなって、その事業自体をやめるということもあるかもしれませんね。

社会教育部長 全く補助がないよりは、按分の方が良いという意見も懇談会では出ています。

教 育 長 他に御意見、御質問等がありますか。

各 委 員 ありません。

教 育 長 それでは、報告事項(6)「社会教育・文化芸術事業補助金について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(8)「地域集会施設の活用に関する検討について」、報

公民館事業課長	<p>告願います。</p> <p>地域集会施設の活用方針（案）については、11月の教育委員会会議において、旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラムの報告の中で、触れさせていただきました。</p> <p>これまでの取組と今後の取組についてですが、公民館本館や住民センターなどの主に地域住民が利用する集会施設を対象とした、施設のより効率的な活用についての取組の方向性や主な検討事項を内容とする「地域集会施設の活用方針（案）」について、意見提出手続や公民館利用団体等を対象としたアンケート調査を実施しており、この結果を参考にしながら、2月中旬を目途に「地域集会施設の活用方針」を策定する予定です。この活用方針を基に、具体的な取組内容を整理し、条例や関連事業の見直しに関する内容を取りまとめた「実施計画（案）」を3月末に策定するため、2月下旬から3月下旬にかけて公民館利用団体等との意見交換を行う予定です。</p> <p>その後、4月下旬から6月上旬まで公民館運営協議会での審議や意見提出手続などを実施し、8月中旬までに「実施計画」を策定する予定となっております。</p> <p>公民館利用団体等との意見交換の内容についてですが、現在、公民館を社会教育法に基づく位置付けを持たない場合を含める検討が進められているため、住民センター等を生涯学習活動の場所として活用する効果や公民館として専用施設を持たない場合に懸念される課題や対応策等も示しながら、意見交換を行う予定となっております。</p> <p>主な意見交換事項としては、1点目、公民館の各事業についての現行の実施状況、現在検討中の取組により、新たに対応可能となるものや生涯学習活動の振興に向けた課題について、2点目、「学習機会の提供に関する社会教育活動の場の拡大」、「設備・機能の再配置」及び「生涯学習活用団体の支援」など、生涯学習活動を振興するため、専用施設である公民館を持たない場合における明確化するべき取組の方向性について、3点目、「専任組織の維持」及び「附属機関の維持」など、社会教育法に基づく公民館を持たない場合であっても、社会教育活動に関する推進体制の充実に必要な検討項目などについてです。</p>
教 育 長	<p>報告事項（8）「地域集会施設の活用に関する検討について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>旭川の公共施設については、老朽化も進んでいるので、長期的に見たときに今後どのようにしていくのかをまとめた計画があり、それに基づいて、全体的な考え方を見直さなくてはならないという気運が高まっています。社会教育施設や学校施設も該当しますが、旭川市にとって、とても大きな課題となっております。</p>
杉 山 委 員 社 会 教 育 部 長 教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>公民館のほとんどは、老朽化が進んでいるのではないですか。</p> <p>はい。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（8）「地域集会施設の活用に関する検討について」は、報告を受けたことといたします。</p>
教 育 長 各 委 員 事 務 局 職 員 教 育 長	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で平成31年2月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>